

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和6年3月21日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

被 処 分 者	商 号	公星ハウジング株式会社
	代 表 者	栗原 可奈子 (くわはら かなこ)
	主たる事務所	東京都江東区亀戸六丁目55番8号
	免許年月日	令和4年3月29日 (当初免許年月日 平成14年3月29日)
	免許証番号	東京都知事(5)第80585号
聴 聞 年 月 日	令和6年2月27日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止7日間	
業 務 停 止 期 間	令和6年4月3日から同月9日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第35条第1項(重要事項の不説明) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、令和4年7月7日付けで、自ら売主として、買主との間で、埼玉県鶴ヶ島市所在の宅地及び建物の売買契約(以下「本件契約」という。)を締結した。</p> <p>この業務において、本件契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、法第35条第1項に定める重要事項について、説明をさせなかった。</p> <p>このことは、法第35条第1項に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p>	